

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在のB会社に雇用され、タクシー運転手として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から、タクシーのハンドル操作時にこめかみから後頭部にかけて「ピリッ」とした痛みを自覚するようになり、平成〇年〇月〇日、タクシーを運転していたところ、両肩と首の付け根、首に痛みが出現し、更に頭痛も生じてきたという。

請求人は、同月〇日、C病院に受診し「変形性頸椎症、頸椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務が原因で発症したとして、監督署長に対し、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、タクシーの運転業務が原因で本件傷病を発症したと主張しているところ、当審査会において改めて一切の記録を精査するも、決定書理由第2の2の(2)のエに説示するとおり、請求人の本件傷病は加齢変化に起因するものとみることが相当である。したがって、当審査会としても、請求人に発症した本件傷病と業務との間に医学的因果関係は認められないものと判断する。

(2) なお、請求人は、請求人の業務は本件傷病を発症する程過重なものであった旨主張するところ、当審査会において請求人の就労内容を精査するも、決定書理由第2の2のイに説示するとおり、当該業務に特に過重な負荷があったとは認め難く、上記判断のとおり、医学的にみて請求人に発症した本件傷病は業務によるものといえないものであり、請求人の主張は認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。